

令和 4 年 2 月 1 6 日
学 長 裁 定

教職員 各位

学長 上 本 伸 二

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する教職員の就業上の措置について（通知）
－教職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置の追加－

標記のことについて、第6波の影響により急増している小学校等の臨時休業、及び新型コロナウイルスワクチンの子どもへの接種対象拡大を踏まえ、感染拡大防止及びワクチン接種を受ける場合の環境整備を図る観点から、子の世話をを行う教職員が、当該事由により子の健康観察を必要とするために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、常勤教職員・非常勤教職員を問わず、業務に支障のない範囲内で職務に専念する義務を免除することとします。なお、この取扱いについては、下記によってください。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の予防のため学校等が臨時休業となった場合における子の療養等（健康観察を含む）に要する時間については、職務専念義務を免除することとする。（ただし、感染防止の観点から大学から出勤禁止を指示された場合は、別途特別休暇の取扱いとなります。）所要の手続きは、以下のとおり。
 - ・小学校（保育施設等を含む）等が臨時休業となった場合は、所属長に報告するとともに、子の健康観察を要する期間については、休暇簿等により職専免の申請が必要
2. 子（要介護状態にある同居家族を含む）が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために保護者の付き添いを要する時間、及び接種後の健康観察を要する時間については、職務専念義務を免除することとする。所要の手続きは、以下のとおり。
 - ・休暇簿等により職専免の申請が必要
3. これらは、各就業規則に定める職務専念義務免除期間に該当するものとして取扱う。

【参考】（令和3年6月30日危機対策本部会議決定）

教職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために要する時間（接種会場までの往復時間等も含む）については、職務専念義務を免除することとする。所要の手続きは、以下のとおり。

- ・学内（附属病院、保健管理センター等）で接種を受ける場合、休暇等の申請は不要
- ・学外（かかりつけ医や自治体による集団接種等）で接種を受ける場合、休暇簿等により職専免の申請が必要

担当：人事課職員係（内線 2014）